

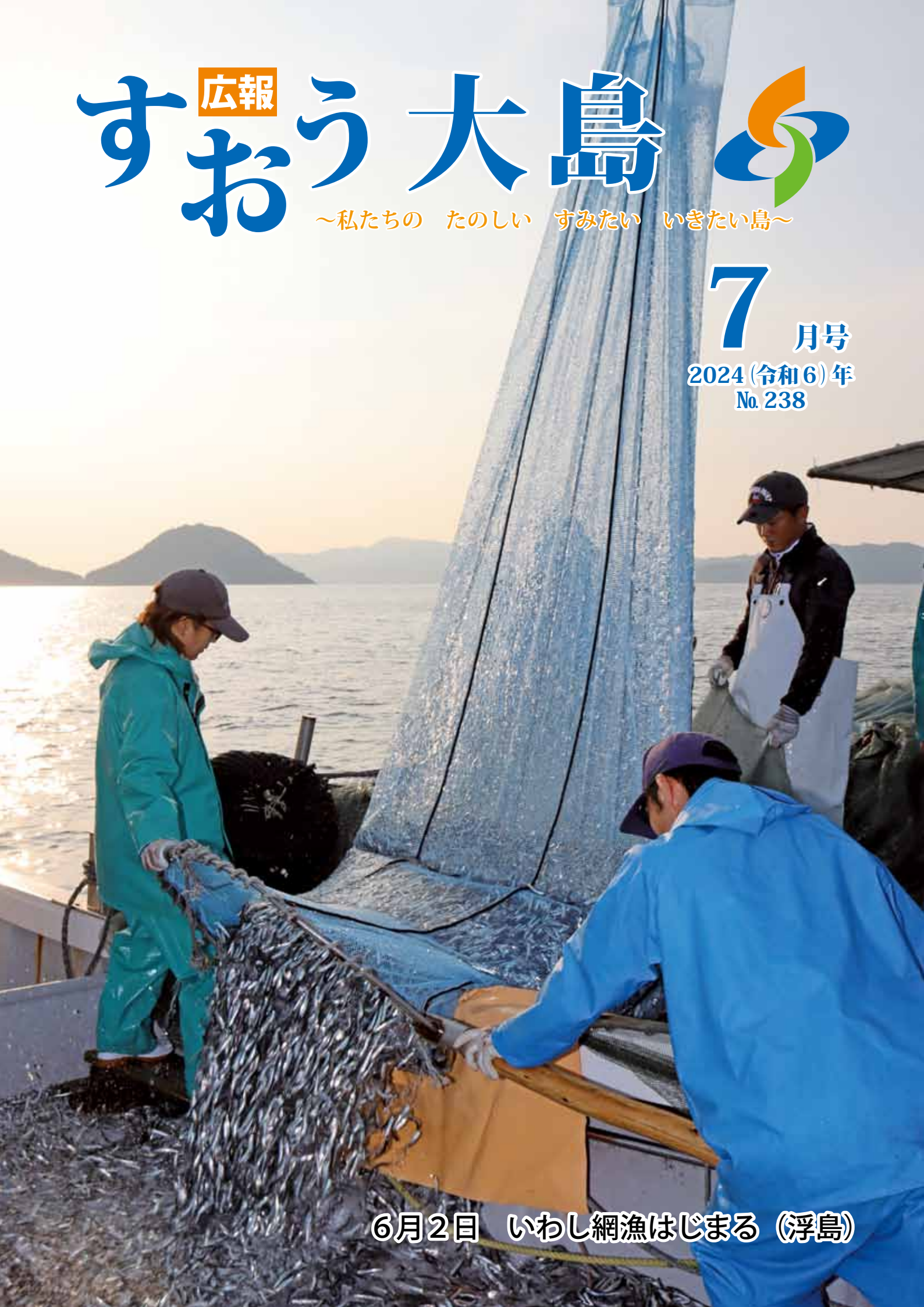
す^{広報}おう大島

～私たちの たのしい すみたい いきたい島～



7 月号

2024 (令和6) 年
No. 238



6月2日 いわし網漁はじまる (浮島)

安心・安全のために

防災行政無線の役割

周防大島町では、地域の皆さまの安心・安全のために、防災行政無線設備を町内全域に整備しています。防災行政無線は災害時等の情報伝達のために活用される設備で、日常生活では行政活動に関する広報手段としても有効活用されています。

現在、町では老朽化が進んだ屋外スピーカーなどの更新工事を進めていますので、この機会に今一度、防災行政無線の設備などについて紹介します。

問 政策企画課 広報情報統計班 ☎ 0820-74-1007

■主な設備のご紹介

防災行政無線の操作機

防災機能集約の面から、防災行政無線の操作機（親機）は、山口県大島防災センターに近接する久賀庁舎に設置されています。各総合支所などに設置された親機以外の操作機からも放送が可能です。



屋外スピーカー

15m程度の電柱の先端に複数のスピーカーが装着された設備です。主に災害発生時などの緊急放送を行います。更新工事の間（各力所で1週間程度）は屋外スピーカーが使えなくなり、工期が決まり次第、対象地域の皆さまにはお知らせをいたします。



戸別受信機

各家庭に設置されたティッシュ箱ほどの大きさの受信機です。役場から各家庭や事業所に無償で貸与しており、災害情報などの緊急放送だけでなく、日常生活では行政活動に関する情報も放送されます。設定により山口県農業協同組合（JA）からの放送が流れるご家庭もあります。



戸別受信機の各部の説明

① 音量つまみ
放送の音量を調節します。ただし、緊急放送は最大音量で流れます。

② AC電源ランプ
コンセントに接続されている時は緑色に点灯します。

放送受信中は緑色に点滅します。

③ 乾電池ランプ

乾電池使用中は赤く点灯します。乾電池が消耗している、または、乾電池が入っていない場合は赤く点滅します。

④ 録音ランプ

放送を録音している時はオレンジ色に点灯します。

録音された放送データで、再生されていないものがある場合はオレンジ色に点滅します。

⑤ 録音ボタン

放送内容は自動で録音されますので、録音ボタンを押す必要はありません。

⑥ 再生ボタン

録音された放送を再生するためのボタンです。

⑦ 緊急音量解除ボタン

電池残量低下の警告音などを一時的に止めるボタンです。緊急放送中に押すと、最大音量で放送される緊急放送の音量を、音量つまみで設定した音量にすることが出来ます。



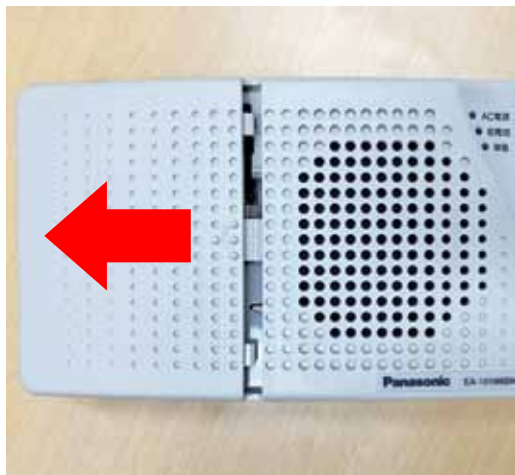
■よくあるお問い合わせ

Q放送終了後に戸別受信機から「ブツ、ブツ、ブツ・・・」と音がなり、赤いランプが点滅するのですが、どうしたらいいのでしょうか？

警告音とともに乾電池の赤いランプが点滅するのは、内蔵されている乾電池の残量が少なくなってきたことをお知らせしています。乾電池がなくなったらそのまま使用すると、停電した際に防災行政無線の放送が受信できない可能性がありますので、お早めに乾電池の交換をお願いします。

Q電池交換の方法は？

①戸別受信機の右側面のスイッチを切って、前面のふたを開ける。この時、中央の「OPEN」と書いてある部分を強く押しながら矢印の方向へスライドさせてください。



②単2の電池（アルカリ電池推奨）を4本セットする。プラス極とマイナス極の方向が間違っていないか、よく確認してください。



③ふたを閉め、コンセントに接続されているのを確認して、スイッチを入れる。前面の「AC電源」ランプが緑色に点灯していれば電池交換は完了です。

Q放送の内容が聞き取れなかったのですが、確認する方法はありますか？

戸別受信機は自動的に放送内容を録音していますので、「再生」ボタンを押すと放送内容が確認できます。また、過去1カ月程度の放送内容は、町のホームページから確認することができます。その他、放送した内容を電話で確認できるサービスもあります。なお、防災情報については、周防大島町防災メール配信システムによるお知らせも行っていますので、ご利用ください。

Q戸別受信機から放送が流れなくなりましたが、どうしたらいいのでしょうか？

防災行政無線の放送は毎日行っているわけではありませんので、すぐに故障かどうかは判断できませんが、気になる場合は政策企画課までお問い合わせください。

Q町内の別住所へ引っ越したのですが、戸別受信機はどうしたらいいのでしょうか？

町内で転居され、「大字」が変わった場合は、戸別受信機の設定変更が必要となります。お近くの役場窓口へ戸別受信機をお持ちいただくとともに「住所移転届（防災無線撤去申請書）」をご提出ください。

お持ちいただいた戸別受信機は一度役場でお預かりさせていただき、設定変更が完了しましたらご案内の文書をお送りします。設定変更が完了した戸別受信機は、お近くの役場窓口でお受け取りいただけます。

なお、転居先の状況によっては、屋外アンテナの設置が必要になる場合があります。（設置工事費は役場が負担します）

Q山口県農業協同組合（JA）からの放送を開始・停止したいのですが、どうしたらいいのでしょうか？

山口県農業協同組合周防大島統括本部へご連絡ください。

☎ 0820 (72) 0100

Q戸別受信機を使わなくなったのですが、どうしたらいいのでしょうか？

町外への転出や使用者がお亡くなりになった場合など戸別受信機を使用しなくなった際は、お近くの役場窓口へ戸別受信機をご返却いただくとともに「住所移転届（防災無線撤去申請書）」をご提出ください。

▼町ホームページ（放送内容確認ページ）

<https://www.town.suo-oshima.lg.jp/soshiki/list5-1.html>



▼放送確認ダイヤル

☎ 0820-79-0898

▼周防大島町防災メール配信システム

周防大島町防災メールの登録は、次のメールアドレスに件名・本文を入力せずにメールを送信してください。

e-suo-oshima@xpressmail.jp



介護保険課からのお知らせ

介護保険課 介護保険班 ☎ 73・5503

介護保険負担限度額の認定更新

介護保険施設の入所者やショートステイのサービスを受けている人は、居住費と食事の全額を本人負担していたことがなくなっていますが、市町村民税非課税世帯の人等については、本人負担額の上限を定め、負担が軽減される制度です。

対象者

市町村民税非課税世帯の人で、次の要件をすべて満たす人。

- (1) 配偶者が別世帯の場合、配偶者も市町村民税非課税であること
- (2) 本人および配偶者の預貯金等が基準額以下であること

【預貯金等の基準額】

年金収入等（非課税年金（遺族年金、障害年金等）を含む公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額）の年額が

- (1) 80万円以下の場合、単身650万円、夫婦1650万円
- (2) 80万円超120万円以下の場合、単身550万円、夫婦1550万円

- (3) 120万円超の場合、単身500万円、夫婦1500万円
- (4) 2号被保険者の場合、単身1000万円、夫婦2000万円

手続き

この軽減制度を利用するためには、申請が必要です。介護保険課または、各総合支所・出張所で申請してください。また、申請の際には、預貯金通帳等の写し（本人および配偶者の所有すべて）が必要となります。

社会福祉法人等による利用者負担軽減の更新

社会福祉法人等による利用者負担軽減の更新

山口県知事、周防大島町長

に社会福祉法人等による利用者負担軽減実施の申し出をした施設等で提供する介護サービスを利用する場合に、利用者負担額が軽減される制度です。

対象者

市町村民税非課税世帯の人で、次の要件をすべて満たす人。

- (1) 年間収入が、単身世帯で150万円以下、世帯員1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること

- (2) 預貯金の額が、単身世帯で350万円以下、世帯員1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること

- (3) 日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと

- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと

- (5) 介護保険料を滞納していないこと

対象となるサービス

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・短期入所生活介護、通所介護、訪問介護

※利用者負担軽減実施の申し出をした社会福祉法人等が運営する施設等に限ります。

負担軽減の割合

- ・利用者負担額は、1割自己負担、食費、居住費または滞在費の100分の25

- ・高齢福祉年金受給者の利用者負担額は、1割自己負担、食費、居住費または滞在費の100分の50

手続き

この軽減制度を利用するためには、申請が必要です。介護保険課または、各総合支所・出張所で申請してください。

防災行政無線を用いた火災発生時のサイレン吹鳴について

火災が発生した場合、消防団員の出勤のため、火災発生地域の防災行政無線屋外スピーカーからサイレンを鳴らします。

119番等の通報で建物火災、林野火災を覚知した時点で、柳井地区広域消防組合から情報が伝達され、昼夜を問わず大きなサイレン音が鳴りますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、その他火災の場合、サイレンは鳴りません。



サイレン吹鳴パターン

- 建物火災 5秒吹鳴6秒休止×5回＋音声
林野火災 10秒吹鳴2秒休止×5回＋音声

音声情報例

こちらは、防災すおうおおしまちょうです。
ただ今、〇〇地区において、建物（林野）火災が発生しました。

※火災情報は、
「柳井地区広域消防組合の消防情報案内」
☎ 0820-23-0040 で聞くことができます。

問い合わせ 総務課 消防防災班 ☎ 0820-74-1000

福祉医療費助成制度のお知らせ

問 福祉課 民生福祉班 ☎ 77・5505

福祉医療費助成制度は、対象者の医療に要する経費のうち医療保険の自己負担額を公費で助成する制度です。

なお、乳幼児・ひとり親家庭医療費助成（県制度）の一部負担金（入院2000円、通院1000円）およびひつ子・中学生医療費助成（町制度）の自己負担額は、米軍再編交付金を活用して、県内医療機関での窓口負担をなくしています。

ちびっ子医療費助成制度（町制度）

対象となる人

(1) 年齢要件

0歳～小学校6年生まで（未就学児は、県制度非該当の者のみ）

(2) 所得要件 なし

ひとり親家庭医療費助成制度（県制度）

対象となる人

(1) 世帯要件

・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を養育するひとり親家庭の母または父および当該児童
・父母のいない18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童

(2) 所得要件

税額控除（配当控除、外国税額控除、調整控除）前の市町村民税所得割額13万6700円以下の世帯（父母の合算額）
※年少扶養控除廃止前の旧税額を計算して所得要件を判定します。

額を計算して所得要件を判定します。

中学生医療費助成制度（町制度）

対象となる人

(1) 年齢要件

中学校1年生～3年生まで

(2) 所得要件 なし

受給者証有効期間

8月1日～令和7年7月31日まで

対象になると思われる人は、福祉課または最寄りの総合支所・出張所で申請の手続きをしてください。

なお、すでに受給している人には更新書類を送っていますので、手続きのお済みでない人は7月中に手続きをしてください。

手続きに必要なもの

受給対象者の健康保険証、父母の令和6年度住民税等の申告が必要です。
※収入が0の人も申告をお願いします。



合併浄化槽の適正管理推進補助金について（その2）

広報5月号でお知らせしました適正管理推進補助金の対象区域を拡大しましたので、改めてお知らせします。

変更点は、下水道計画区域内にある合併浄化槽でも、まだ下水道施設の供用が開始されていない土地に設置してあるものも適正管理推進補助金の対象となりました。

また、令和6年度から補助の対象となりました、通常の維持管理補助金（一律6,000円）については、令和6年度に実施した浄化槽の清掃等に対する費用の支払いが確認されるもの（領収書等）が対象となります。

補助の要件や申請に必要なものについては、広報

6月号と同時に配布したQ&Aのチラシ（補助対象となる可能性のある行政区に配布しています）を参照していただくか、町のホームページをご確認ください。

補助要件を満たされている人は、清掃等の費用の支払い後に、すみやかに補助金の交付申請を行ってください。

詳しくはお問い合わせください。



町ホームページへ

申し込み・問い合わせ 下水道課 下水道班 ☎ 0820-79-1014

国民健康保険および後期高齢者医療制度の加入者の皆さまへ

「限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）」および「限度額適用認定証」の更新に関するお知らせ

現在交付されている国民健康保険および後期高齢者医療の減額認定証等の有効期限は令和6年7月31日までとなっています

国民健康保険の減額認定証、限度額適用認定証をお持ちの人

令和6年8月以降も認定が可能なのは、6月下旬に「申請のお知らせ」と「申請書」を送付していますので、引き続き必要な人は、8月30日（金）までに更新の手続きを行ってください。（認定証は申請を行った月の初日から有効となりますので、9月1日以降に申請をされますと、認定されない月が生じることになります）

なお、現在「区分オ」または「区分Ⅱ」に該当する人で、過去12カ月以内の入院日数合計が91日以上の場合は、長期入院該当の申請をすることで申請日から食事代がさらに減額になる場合があります。

後期高齢者医療の減額認定証、限度額適用認定証をお持ちの人

現在、認定証をお持ちの人で、令和6年8月以降も該当する人は、7月31日までに新しい認定証を郵送します。（自動更新のため手続きの必要はありません）

なお、現在「区分Ⅱ」の減額認定証に該当する人で、過去12カ月以内の入院日数合計が91日以上の場合は、長期入院該当の申請をすることで申請日から食事代がさらに減額になる場合があります。

申請場所

健康増進課、各総合支所または各出張所
申請に必要なもの

保険証、マイナンバーカード、またはマイナンバーのわかる書類と本人確認書類

現在、「区分オ」、「区分Ⅱ」の減額認定証に該当する人で過去12カ月以内の入院日数合計が91日以上の場合、入院日

数が確認できる書類（病院の領収書など）

※同一世帯内に住民税の申告がまだお済みでない人がいる場合（未申告の状態）、本来の負担区分判定ができないことがあります。その際は、各総合支所または各出張所の窓口でまず申告をしていただくようお願いいたします。

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。減額認定証等の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

※長期入院該当はマイナ保険証の登録有無にかかわらず申請が必要です。

問い合わせ

健康増進課 医療保険班
☎ 0820（73）5502

周防大島町成年後見支援センターをご存じですか？

成年後見支援センターとは、高齢の人や障害のある人が住み慣れた町で自分らしく安心して生活ができるよう、成年後見制度の利用に関する相談をお受けする機関です。制度や支援内容、手続きなどの説明、必要な相談窓口をご案内します。

成年後見制度とは？

認知症や加齢による認知機能の低下、知的障害、精神障害などによって、日常生活を送るうえで判断が十分にできない状態になった人の財産や権利を守る制度です。家庭裁判所に申立て手続きを行い、ご本人に寄り添いながら支援をしてくれる人を決めてもらう制度です。

相談窓口

窓口		連絡先
福祉課 民生福祉班		0820-77-5505
介護保険課 地域包括支援センター		0820-73-5506
周防大島町社会福祉協議会	久賀地域福祉活動センター	0820-72-1102
	大島地域福祉活動センター	0820-74-3305
	東和・橘地域福祉活動センター	0820-77-0190
	本所	0820-74-2948

国民健康保険税の賦課限度額・ 軽減判定基準が変わります

国民健康保険（国保）は、後期高齢者や職場などで健康保険に入っている人以外は、誰でも入ることが義務付けられています。国民健康保険に加入されると、4月1日を基準日として、世帯ごとに国保税が課税されます。

資格の取得・喪失は必ず届出を

社会保険等の資格を取得・喪失したときは必ず届出をしてください。事業所から周防大島町への連絡はありませんので、必ず健康増進課または各総合支所・出張所で手続きをしてください。

手続きに必要なもの

保険証、取得または喪失の年月日を証するもの

軽減判定の基準が変更となりました※1

令和6年4月1日施行の地方税法施行令により、次のとおり国民健康保険税について、軽減判定基準の見直しを行います。軽減に該当する世帯は、その所得に応じて均等割額・平等割額が軽減されます。ただし、世帯の中に18歳以上で所得が不明な人（未申告者）がいると、軽減の判定ができないため、所得の有無に関わらず、毎年申告をしてください。（軽減判定には世帯主・特定同一世帯所属者の所得が含まれます）

賦課限度額の変更※2
後期高齢者支援金分の賦課限度額が変更となりました。

※1 軽減判定所得

軽減割合		世帯の前年中の所得（世帯主等を含む）
7割軽減	改正なし	[43万円 + 10万円 × (給与所得者等の人数 - 1)] 以下
5割軽減	改正後	[43万円 + (被保険者数と特定同一世帯所属者数) × 29万5千円 + 10万円 × (給与所得者等の人数 - 1)] 以下
	改正前	[43万円 + (被保険者数と特定同一世帯所属者数) × 29万円 + 10万円 × (給与所得者等の人数 - 1)] 以下
2割軽減	改正後	[43万円 + (被保険者数と特定同一世帯所属者数) × 54万5千円 + 10万円 × (給与所得者等の人数 - 1)] 以下
	改正前	[43万円 + (被保険者数と特定同一世帯所属者数) × 53万5千円 + 10万円 × (給与所得者等の人数 - 1)] 以下

※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療保険制度への移行により国民健康保険の資格を喪失された人で、喪失日以降も継続して同じ世帯に属する人です。ただし、継続して移行時と同じ世帯状況であることが条件です。

※2 令和6年度 国民健康保険税税率表

課税対象額	医療分	後期高齢者支援金分	介護分
所得割	8.9%	3.1%	2.9%
均等割	27,400円	8,900円	9,300円
平等割	25,800円	8,900円	7,000円
賦課限度額	65万円	24万円 (改正前 22万円)	17万円

※介護分は、40歳以上65歳未満が対象となります。

納税通知書の送付

令和6年度の国民健康保険税納税通知書を世帯主宛に7月中旬に発送していますので、届きましたら内容を確認してください。加入者の皆さまのご理解ご協力をお願いします。

国民健康保険税の子どもの均等割額が軽減されます

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日以前である被保険者）にかかる国民健康保険税の均等割額の5割を軽減します。

令和6年度については、平成30年4月2日以降に生まれた人が対象です。

なお、前年の所得が一定基準以下の世帯で、均等割額の軽減が適用となる場合は、その適用後の均等割額より更に5割軽減します。

※条件に該当する場合、自動的に軽減判定の対象とするため、申請は不要です。



問い合わせ

・保険税について

税務課 課税第1班

☎ 0820 (74) 1008

・資格について

健康増進課 医療保険班

☎ 0820 (73) 5502

やあた 八田八幡宮の石造物（久賀）

周防大島町文化財保護審議会委員 川口 智

かつて久賀には、石材利用を生業なりわいとする「石工」「石屋」が大勢暮らしていた。八田八幡宮は、こうした職人たちの技を今日こんにちに伝える貴重な石造物が、特に多い神社である。

久賀の市街地を抜ける県道101号から見る事ができる一ノ鳥居は、明治25年（1892）福田市助らによって建てられた。市助は久賀に生まれ、のちに椋野の福田家を継いだ石工棟梁で、小松の志駄岸八幡宮の一ノ鳥居や、宮島の参道入口に建つ大鳥居（海上の鳥居ではない）も福田の作だと伝えられている。

続いて二ノ鳥居をくぐり、210段もある石段を上ると、右手の桜並木の彼方に立派な石垣が見えてくる。扇形の石を5つ嵌め込んだ洒落た造りで、その石を一人ですべて見つけると幸せが訪れるといわれている。

そこからさらに石段を上ると、八田八幡宮の社殿が現れる。一番奥に建つ本殿を支える石垣は、切り方や積み方に工夫が凝らされており、つくり手のセンスの良さを感じさせる。



▲福田市助らが建てた一ノ鳥居

山近三吉という石工が明治18年（1885）にこの石垣を手掛けているが、三吉は久賀の覚法寺の普請でも石工棟梁を務めており、おそらく地元民だったのではないかと推測している。

ほかにも太鼓橋や狛犬の親子、さまざまな形の敷石など、この神社の石造物は見どころが多い。文化振興会久賀支部の皆さんがまとめた冊子『文化財を訪ねて 八田八幡宮』に詳しく紹介されているので、ぜひ、ご一読を。

活動紹介

人権擁護委員の活動紹介 （人権の花）

人権擁護委員は、「人権の花」運動を推進しています。「人権の花」運動は、小学生が花を育てることにより、命の大切さや思いやりなど、基本的人権を尊重する精神を育むことを目的として行われている運動です。

今年度は、明新小学校と安下庄小学校に「人権の花」としてヒマワリやマリーゴールドを贈呈し、大切に育てられています。



「人権の花」贈呈式の様子（安下庄小学校）

民生委員児童委員の活動紹介 （東和地区協議会）

東和地区民生委員児童委員協議会は、オレンジカフェ「なぎさ」（認知症カフェ）の活動をサポートしています。

高齢者の皆さんが集い、健康に関するお話や、生け花や折り紙などをしながら、楽しく活動をするお手伝い、そして地域での繋がりづくりのお手伝いをしています。



東和地区協議会の活動の様子

「社会を明るくする運動」 強調月間

毎年7月は、「社会を明るくする運動」の強化月間です。期間中、周防大島町社会を明るくする運動推進委員会（委員長・藤本浄孝町長）・大島保護区保護司会・大島地区更生保護女性会等により、啓発行動として町内で啓発街宣を行います。

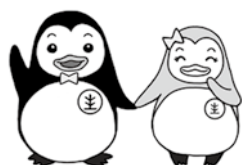
また、啓発活動や「社会を明るくする運動中学校生徒の主張発表大会」、町内小中学校を対象とした「社会を明るくする運動作文コンテスト」なども行います。

「社会を明るくする運動」とは、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人達の改善更生に理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

問い合わせ

福祉課民生福祉班

☎ 0820 (77) 5505



更生ペンギンの
ホゴちゃん☺とサラちゃん☺

瀬戸内のハワイの ALOHA な夏

今年も6月1日からアロハビズが始まり、周防大島では夏のドレスコードはアロハシャツというイメージが定着してきました。

周防大島観光協会でも、昨年までの「e komo mai ALOHA」から「着て来て ALOHA」キャンペーンに名称を改めて、今年も瀬戸内のハワイの ALOHA な夏を盛り上げます！「着て来て ALOHA」に参加しているお店にアロハシャツを着用してご来店いただくと、ちょっとしたサービスで皆さまをおもてなしするキャンペーンですので、観光のお客さまをはじめ地元の皆さまもアロハシャツに着替えてご来店ください。（キャンペーン加盟店やサービス内容については「着て来て ALOHA」ポスターや周防大島観光協会のホームページで確認できます）

周防大島観光協会ではキャンペーンだけでなく、周防大島オリジナルアロハシャツも販売します。このアロハシャツは、周防大島高校と山口県立大学、周防大島町との3者連携の「アロハ・プロジェクト」で作成されたもので、ニホンアワサンゴとみかんの花をモチーフにデザインされています。カラーは緑・青・赤・黄・紫・紺・ピンクの全7色、是非ともお買い求めください。

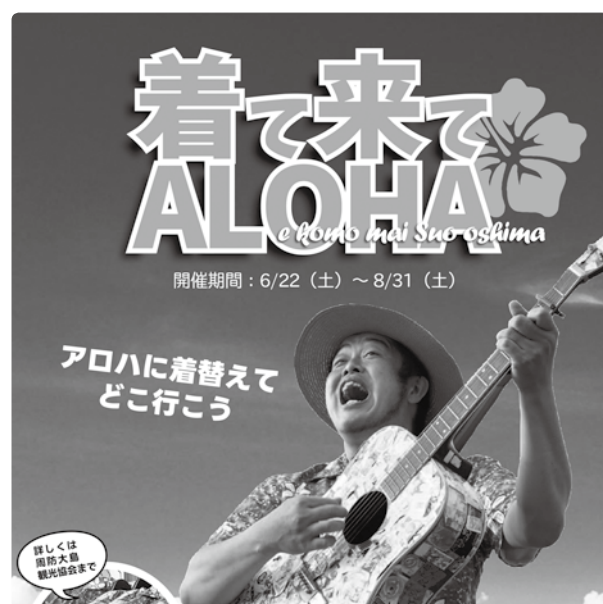
「瀬戸内のハワイ」と呼ばれる周防大島を舞台に、夏休み期間の毎週土曜日に開催される「サタフラ」ことサタデーフラ。今年は7月13日～8月31日の8週に渡って開催します。新型コロナウイルスの感染がはじまった2020年こそ中止を余儀なくされましたが、ダンサーの皆さんに支えられながら2021年からサタフラを再開。2022年はサタフ

ラ会場で山口県とハワイ州の姉妹縁組が調印される記念すべき年となりました。

昨シーズンはリニューアルオープン直後のため会場利用が叶わなかった「マリッサリゾート」ですが、今シーズンからは、サンシャインサザンセトの頃と同様にサタフラ会場として利用できるようになりましたので、これまでと変わらずナイトステージをお楽しみください。

また、昨年のハワイアンキルト展でご縁をいただいたキャシー中島さんがデザインを監修したハンドタオルを、サタフラ公式グッズとして販売する準備も進めていますのでご期待ください。

今年の夏も「瀬戸内のハワイのアロハな土曜日」を盛り上げていきますので、会場に足をお運びいただき素敵なフラをご観覧いただけると幸いです。



問い合わせ 周防大島観光協会 ☎ 0820-72-2134

周防大島町の話題



▲カタクチイワシの入った網を引き上げる様子

いわし網漁はじまる

6月2日、山口県内最大のいわし産地である浮島で、今シーズンのいわし網漁がはじまりました。

網を引き上げると銀色に輝くカタクチイワシがぎっしり。すぐに浮島にある加工場に運ばれ、新鮮な状態を保ったままゆであげられ、いりこへと加工されていきます。

いわし網漁は、カタクチイワシを探す船1隻、網の設置・引き上げを行う船2隻、獲れたカタクチイワシを運ぶ船1隻の計4隻で1つの船団を組み、連携をとりながら行われます。

戦艦陸奥慰霊祭

81年前の昭和18年6月8日に、不慮の爆発により伊保田沖に沈んだ戦艦「陸奥」の殉難将兵慰霊祭が、爆沈の日と同じ6月8日に、油田農村環境改善センターで行われました。

慰霊祭は東和陸奥顕彰会の主催で行われているもので、全国から遺族や関係者約60人が参列しました。

式では顕彰会会長の藤本町長による追悼ことばや町内の詩吟同好会「れん」の皆さんによる詩吟の奉納など、犠牲者への冥福と平和への祈りを捧げました。



▲顕彰会会長としてあいさつする藤本町長



▲周防大島町PRブースに駆けつけてくれた周防大島町出身のレノファ山口レディース山本芽依選手とポーズをとる藤本町長

レノファ山口 周防大島町ホームタウンデーでPR

6月22日、山口市の維新みらいふスタジアムで行われたJ2サッカーリーグ、レノファ山口のホームゲームに合わせて、周防大島町ホームタウンデーが開催されました。

野外に特設で設置されたブースでは、周防大島の観光PRやグッズ販売などを行うとともに、試合開始前のスタジアム内では、藤本町長による周防大島町の紹介や大型ビジョンに周防大島の紹介映像を流すなど、会場に集まった観客の皆さんに周防大島の魅力を伝えました。

令和6年度 文化振興事業補助金採択団体

団体名	事業名
小松地区街並み思い出保存会	郷愁と新生「ふるさとの祭り」の編集・製本事業
周防大島ハワイアンフラ協会	元気にこここフラの島アップデート事業
PLAY SETOUCHI 事業協同組合	イベントを通じた文化と地域の交流活性化事業
周防大島地人協会	星野哲郎の作品とわらべ歌コンサート
周防大島染色歴史研究会	染色・天然藍灰汁発酵建ての挑戦
寄り道バザール	周防大島らくご その六 立川談笑独演会

問い合わせ 社会教育課 ☎ 0820-78-2205

文化振興事業の
補助金交付団体が決定しました

町内の団体から公募していた文化振興事業について、審査会の結果が町長に報告され、次の6団体の事業が採択されました。

文化振興事業は、地域文化の振興や地域文化に親しむ環境づくり、住民参加型の文化振興などの活動に対して20万円を上限に交付されるもので、各団体の個性豊かな事業に期待が寄せられます。

町職員の異動 7月1日付
() 内は旧所属

【班長級】

▼水道課水道班長

村田 朋行 (水道課水道班)

【一般職】

▼総務課

中村 作 (大島総合支所)

岡本 祐子 (大島総合支所)

【新採用】

▼財務課

▼介護保険課

▼大島総合支所

▼社会教育課

【退職者】 (6月30日付)

岡田 忍 (水道課水道班長)

木村 和貴 (財務課)

福田 祐希

松井 優佳

西崎香夏枝

原田 泰一

近藤 慶一

8月の柳井健康福祉センター定例保健事業

相談内容	実施日	時間
骨髄ドナー登録	8月6日(火)	9:00～10:00
B・C型肝炎抗体検査		10:00～10:30
風しん抗体検査		10:30～11:00
HIV抗体検査		13:30～15:30

※無料、要予約 (前日までに電話予約)

問い合わせ

柳井健康福祉センター ☎ 0820-22-3631

チーズ入り揚げぎょうざ

食推おすすめレシピ♪



今回はチーズ入り揚げぎょうざを紹介します。揚げているのでサクサクとした食感が楽しめ、チーズのうま味と塩分で調味タレをつけなくてもおいしくいただけます。

ぜひ、作ってみてくださいね。

1人分の栄養素量…エネルギー 210kcal、たんぱく質 8.8g、脂質 12.5g、食物繊維 1.4mg、食塩相当量 1.0g

健康増進課 健康づくり班 ☎ 0820-73-5504

材 料 (4人分)

- | | |
|------------------|--------------------|
| ▪ 豚ひき肉…………… 100g | ▪ こしょう…………… 少々 |
| ▪ キャベツ…………… 50g | ▪ 餃子の皮 (大判) …… 16枚 |
| ▪ たまねぎ…………… 30g | ▪ サラダ油…………… 適量 |
| ▪ 塩…………… 小さじ 1/8 | ▪ レタス…………… 40g |
| ▪ プロセスチーズ …… 30g | ▪ トマト…………… 1個 |
| ▪ おろし生姜…小さじ 1/2 | } A |
| ▪ しょうゆ……………小さじ 1 | |
| ▪ ごま油……………小さじ 1 | |

作り方

- 1 キャベツ、たまねぎは、みじん切りにして、塩 (小さじ1 / 8) を振り、しばらくおき水気をしぼる。
- 2 プロセスチーズは、5mm角に切る。
- 3 ボウルに、①、②、豚ひき肉、A、こしょうを少々入れてよく混ぜる。
- 4 餃子の皮で③を包む。
- 5 フライパンに、サラダ油を2～3cmくらい入れ、170度くらいに熱して④を揚げる。
- 6 レタスは洗い、手で食べやすい大きさに切る。
- 7 トマトは、くし形に切る。
- 8 器に⑤、⑥、⑦を盛り付ける。

募 集

令和7年4月1日採用
周防大島町職員採用試験

町では、職員自らが地域協働の担い手として活動するために町内へ居住することを推奨しており、こうした方針に共感を持つ人の応募を歓迎しています。

試験職種および採用予定人数

・初級行政職 5人程度

・保健師 若干名

受験資格

・初級行政職

平成6年4月2日以降に生まれた人で、高等学校以上の学校を卒業または令和7年3月末日までに卒業見込みの人

・保健師
昭和59年4月2日以降に生まれた人で、高等学校以上の学校を卒業し、保健師の資格を有する人または令和7年3月末日までに右記資格を取得見込みの人

受付期間 8月16日(金)まで

申し込み方法

次のURLまたは2次元コードから受験申込サイト(パブリックコネクト)により申

し込みを行ってください。会員登録(無料)が必要です。

URL <https://public-connect.jp/employer/2380>



※郵送および持参による申し込み受付はありませんので、必ず前記の専用サイトからお申込みください。

第1次試験日時・場所

9月22日(日)

・受付 午前8時30分から

・試験 午前9時から

・場所 周防大島町役場大島庁舎(周防大島町小松126-2)

第2次試験 11月上旬予定

採用予定日

令和7年4月1日

問い合わせ

総務課人事行政班

☎0820(74)1000

自衛官募集

航空学生

応募資格

・海上自衛隊

18歳以上23歳未満の人(高卒者(見込含) または高専3年次修了者(見込含))

・航空自衛隊

18歳以上24歳未満の人(高卒者(見込含) または高専3年次修了者(見込含))

受付期間

9月5日(木)まで

試験日(第1次)

9月16日(月)

防衛大学校学生一般

応募資格

18歳以上21歳未満の人(高卒者(見込含) または高専3年次修了者(見込含))

受付期間

10月17日(木)まで

試験日(第1次)

11月2日(土)

防衛医科大学校看護学科学学生

応募資格

18歳以上21歳未満の人(高卒者(見込含) または高専3年次修了者(見込含))

受付期間

10月2日(水)まで

試験日(第1次)

10月12日(土)

※詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ

自衛隊山口地方協力本部

柳井地域事務所

☎0820(22)8199

民泊受入家庭を募集しています!

周防大島町体験交流型観光推進協議会では、民泊受入家庭を募集しています。

主に修学旅行生を受け入れていただくこととなりますが、過度なおもてなしは一切必要ありません。家族のように迎え入れ、普段通りの暮らしのなかで交流を深めていただければ、子供達にとって忘れられない特別な体験になることでしょう。

皆さんも一緒に感動体験をしてみませんか。

「民泊」に関することなどお気軽にお問い合わせください。

問い合わせ

商工観光課体験交流推進班

☎0820(79)1003

防火標語を募集します

応募資格

柳井市、周防大島町、上関町、平生町に居住する65歳以上の人

課題(防火標語)

・住宅防火(特に住宅用火災警報器)に関するもの

・放火火災防止に関するもの

・火がつきにくく、燃え広がらない防災エプロンの普及に関するもの

・その他火災予防に関するもの(山火事予防に関するものは除く)

応募方法

はがきや柳井地区広域消防組合ホームページに掲載の応募用紙に作品(防火標語)、郵便番号、住所、氏名(フリガナ)、生年月日、年齢、電話番号を記入のうえ、消防本部予防課まで郵送またはFAXするか、最寄りの消防署・出張所へ直接お届けください。

応募期限

10月1日(火)(当日消印有効)

その他

・作品は自作で未発表のもの

・1人2点まで

・金賞に選ばれた標語は山口県の2次審査に提出します

・著作権は主催者に帰属するものとします

送付先・問い合わせ

〒742-0031

柳井市南町五丁目4-1

柳井地区広域消防本部予防課

☎0820(23)7774

FAX 0820(23)4503

警察官採用試験
警察事務職員試験

試験区分

- ・警察官採用A試験（第2回）
- ・警察官採用B試験（第2回）
- ・警察事務職員
受験資格

〔警察官採用A試験（第2回）〕
・平成3年4月2日以降に生まれた人

・四年制以上の大学を卒業または令和7年3月31日までに卒業見込みの人

〔警察官採用B試験（第2回）〕
・平成3年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人で、警察官Aに該当しない人（※大学在籍者を除く）

〔警察事務職員〕

・平成15年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人

受付期間 8月13日(火)まで

申し込み方法

原則、電子申請のみとなります。詳しくは、山口県人事委員会事務局ホームページをご確認ください。

問い合わせ

柳井警察署警務課

☎0820(23)0110

サザンセト音楽祭
（洋楽の部） 出演者募集

開催日時

11月10日(日)

午後1時～（0時30分開場）

会場

サンビームやない

（柳井市柳井3670-1）

募集内容

洋楽（カラオケ、ロック等

は除く）。出演時間は10分以内で出演者は12組程度を予定。

応募資格

柳井市、周防大島町、上関町、

平生町に在住または通勤・通学する個人および団体で、原則、一定の技術水準に達している人

応募方法

申込書に必要事項を記入のうえ、郵送または直接お届けください。申込書は、町内では各公民館・総合センターに設置しています。

応募期限

8月10日(土)（必着）

選考

応募者多数の場合は、主催者により書類選考を行います。選考結果は応募者全員にお知らせします。

申し込み・問い合わせ

サザンセト音楽祭実行委員会事務局（サンビームやない内）

☎0820(22)0111

柳井地区広域消防組合
消防職員採用試験

試験職種および採用予定人員

・消防吏員 7人程度

主な受験資格

・平成11年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人で、原則として高等学校教育課程を修了した人（令和7年3月卒業見込み含む）

・採用後に柳井市、周防大島町、上関町、平生町に居住できる人

申込期限

8月15日(木)（当日消印有効）

※申し込み方法など、詳しくは柳井地区広域消防組合ホームページをご確認ください。

第1次試験日 9月22日(日)

申し込み・問い合わせ

〒742-0031

柳井市南町五丁目4-1

柳井地区広域消防本部総務課

☎0820(23)7772

相談

木造住宅の
耐震個別相談会

住まいの耐震性に不安のある人や実際に耐震診断・改修をお考えの人に、個別に耐震診断・改修の流れや費用に係る補助制度の説明を行います。

申し込み・相談料はいずれも不要です。お気軽にお越しください。

日時

7月26日(金)

午前9時～午後5時

会場 大島庁舎2階相談室3

相談員 総務課消防防災班職員

問い合わせ

総務課消防防災班

☎0820(74)1000

児童巡回相談

日時

8月26日(月)

午前10時30分～午後4時30分

場所 たちばなケアプラザ

相談内容

18歳未満の児童に係る育成相談、障害相談、養護相談、非行相談、その他児童養育上

困っていること
相談員

児童福祉司・児童心理司（岩国児童相談所）

定員 3人（要予約・先着順）

申し込み・問い合わせ

福祉課民生福祉班

☎0820(77)5505

お知らせ

新しい農地利用最適化
推進委員さんが決まりました

農地利用最適化推進員に欠員が1人生じたため、屋代地区で推薦および募集を行い、6月14日の農業委員会総会において同意を得て、新たに中元悠さんが委嘱されました。委員の任期は令和8年7月19日までとなります。

担当地区において農地利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）を推進します。

問い合わせ

周防大島町農業委員会事務局（農林水産課内）

☎0820(79)1002

重点支援給付金（新たに住民税非課税または住民税均等割のみ課税となる世帯）

物価高騰による負担を軽減するため、特に家計への影響が大きい低所得世帯（令和6年度新たに住民税非課税または住民税均等割のみ課税となる世帯）を対象に、1世帯当たり10万円の給付を予定しています。

また、重点支援給付金の支給対象世帯のうち、18歳以下の児童を扶養している世帯に対して、児童1人当たり5万円の加算を予定しています。（こども加算）

支給額

- ・重点支援給付金
1世帯当たり 10万円
- ・こども加算
児童1人当たり 5万円

※令和5年度低所得世帯等物価高騰重点支援給付金（7万円・10万円）の支給対象世帯は、対象外となります。

※支給対象となる可能性のある世帯に対して、7月末までに確認書を送付予定です。

問い合わせ

福祉課生活支援班

☎ 0820 (77) 5505

**令和7年次分
蜜蜂転飼許可申請**

蜂蜜などを販売することを目的として住所以外の場所
で蜜蜂を飼育される人は、転飼場所や飼育期間を記入した「蜜蜂転飼許可申請書」を提出し、事前に許可を受ける必要があります。

提出書類

蜜蜂転飼許可申請書（農林水産課で配布しています）

※許可を受けようとする群数に応じて手数料が必要です。

留意事項

密源の競合を避けるため、農林水産課への提出前に、必ず転飼先の山口県養蜂農業協同組合支部長に対して、9月13日（金）までに申請内容の確認依頼を行ってください。

提出期限 10月4日（金）

その他

手続きや手数料など詳しくは、農林水産課または柳井農林水産事務所畜産部（☎ 0820・22・2416）にお問い合わせください。

支部長確認印のない申請や提出期限を過ぎた申請については許可できない場合があります。

ます。
提出先・問い合わせ
農林水産課有害鳥獣対策班

☎ 0820 (79) 1002

**家屋調査に
ご協力ください**

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）といいますが、現在の状況で課税されます。家屋の新築・増築、取り壊し（一部取り壊しを含む）をされた人や今後予定のある人は、お早めにご連絡ください。

※家屋の新築・増築、解体等の調査票を各戸配布しますのでご利用ください。

※全ての家屋（農業用・プレハブ倉庫、車庫等を含む）が調査対象となります。

問い合わせ

税務課課税第2班

☎ 0820 (74) 1008



**柳井地域合同
就職フェアを開催します**

参加企業の採用担当者とは個別ブースで面談します。（無料・申込不要）

日時

8月23日（金）

・午前の部

午前10時30分～午後0時30分（受付は10時から）

・午後の部

午後2時～午後4時（受付は1時30分から）

※午前・午後の2部制

場所

柳井クルーズホテル

（柳井市南町四丁目1-1）

対象者

（1）一般求職者（パート含む）

（2）学生（令和7年3月卒業予定の人）※大学、短大、高専、専修学校等の人に限ります。

参加企業

7月中旬頃、柳井市ホームページに掲載予定です。

問い合わせ

柳井地区広域行政連絡協議会

☎ 0820 (22) 2111

（内線369）

催し・講座

**認知症について
学びませんか**

町では、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、認知症について学ぶ機会として「認知症サポーター養成講座」を開催しています。

認知症サポーターは、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する「応援者」です。

認知症の方を支えるだけではなく、活動を通して自分自身の認知症予防にも役立ちます。

これまで受講されたことのない団体・職場・学校等、開催希望がありましたら、申し込み・お問い合わせください。

申し込み・問い合わせ

地域包括支援センター

☎ 0820 (73) 5506



第51回久賀土曜夜市

久賀サンロード商店街を歩行者天国にして開催します。似顔絵、バザー、フリーマーケット、金魚カード交換会などを行います。ステージイベントには、ラファロハ、久賀保育園、舞乃空、Honey、マウンテンマウスなどが出演します。

日時

7月20日(土)

午後6時～9時

(荒天時は、21日(日)に順延)

問い合わせ

周防大島町商工会久賀支所

☎ 0820 (79) 0300

夏休み応援企画

「調べてみよう」

魚のからだ

魚を解剖して内臓を観察し、その働きを調べます。

日時

8月3日(土)

午前10時～(受付9時45分)

定員 10人(要予約・先着順)

参加料 500円

場所・問い合わせ

八幡生涯学習のむら

☎ 0820 (72) 2601

くか夢夏まつり2024

至近距離から打ち上げる迫力満点の夢花火、ビアガーデン、業者出店、藤江潤土、空言口マンチカ、久賀保育園などが出演するステージイベントなどを行います。

日時

8月15日(木)

午後5時30分～8時30分

(荒天時は、18日(日)に順延)

場所

山口県大島防災センター防災公園(役場久賀庁舎前)

問い合わせ

周防大島町商工会久賀支所

☎ 0820 (79) 0300

企画展「白鳥文明作品展」

町内の彫刻家・白鳥文明氏の作品展です。彫刻や陶芸と幅広く創作活動を行う白鳥氏の作品を鑑賞いただけます。なむでん踊り復活10周年記念に制作された実盛人形を特別展示します。(期間中一部展示替えを予定)

開催期間

9月16日(月)まで(入場無料)

場所・問い合わせ

八幡生涯学習のむら

☎ 0820 (72) 2601

B&G 海洋センタープールの利用を中止します

毎年、B&G 海洋センタープールを7月中旬から9月中旬まで一般開放していましたが、今年度は施設改修工事のため利用を中止します。皆さまには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解の程、よろしくお願い致します。



☎ 社会教育課 社会教育班 ☎ 0820-78-2205

令和6年度 大島商船高等専門学校 公開講座

大島商船高専では、さまざまな分野の公開講座を開催します。皆さまのご参加をお待ちしています。

講座科目	日時・期間	対象	定員	受講料	申込期限
ブレットボードを使って LED の仕組みを理解しよう！	7月27日(土)	小学校4年生～中学生	8人	無料	7月19日(金)
micro:bit (マイクロビット) でプログラミング入門！ with コンピュータ部	8月9日(金)	小学校5年生～中学生	6人	3,000円	8月2日(金)
もの作り体験講座 ー電池とモータで動くー	8月20日(火)	小学校3年生～中学生	8人	2,200円	8月5日(月)
ドローンプログラミング体験	8月22日(木)	高校生以上	5人	5,400円	8月8日(木)
ドローン操作体験	8月22日(木)	小学校4年生～中学生	5人	無料	8月15日(木)
電子回路で遊んでみよう！	8月23日(金)	小学校4年生以上	5人	無料	8月16日(金)
水上オートバイで人命救助 (PWC 以外) 体験講座	9月1日(日)	一般の方	10人	5,400円	8月22日(木)
ハングル語学堂 (全15回)	10月5日～3月末	一般の方	8人	9,400円	9月24日(火)

※いずれの講座も先着順となります。

※詳しくは、大島商船高専のホームページをご確認ください。(「大島商船高専 公開講座」で検索)

開催場所・問い合わせ 大島商船高等専門学校 総務課 ☎ 0820-74-5521

暮らしの相談（7月21日～8月20日）

■相談所

相 談	日 時	場 所	備考・問い合わせ等
常設人権相談所	毎週月～金曜日 (休日を除く)	8:30～17:15	山口地方法務局 岩国支局 (岩国市錦見一丁目 16-35) ☎ 0827-43-1125
特設人権相談所	8月 2日(金)	9:30～11:30	久賀総合センター ☎ 77-5505
育児相談	7月 25日(木)	10:00～11:30	しまとびあスカイセンター
	8月 9日(金)		日良居庁舎
	8月 20日(火)		久賀福祉センター※
こころの相談	8月 2日(金)	10:00～12:00	久賀福祉センター ☎ 73-5504
認知症相談	8月 5日(月)	9:00～12:00	日良居庁舎 ☎ 73-5506
出張年金相談	毎月第3火曜日	10:00～12:00 13:00～16:00	久賀総合センター ☎ 0827-24-2222

■ 税務相談

相 談	日 時	備考・問い合わせ等
個人相談（所得税・消費税等）	相談日時は、 個別にお問い合わせください。	○要予約 ☎柳井税務署 ☎ 0820-22-0277 音声案内「2」
資産相談（相続税・贈与・譲渡）		
法人相談（法人税・消費税・源泉所得税・印紙税等）		

■電話相談

相 談		時間	電話番号
国税に関する一般的な相談（電話相談センター）		8:30～17:00	☎ 0570-00-5901
救急医療電話相談	こども（15歳未満）の相談	19:00～翌8:00	# 8000（利用できない場合 ☎ 083-921-2755）
	おとな（15歳以上）の相談	毎日 24 時間	# 7119（利用できない場合 ☎ 083-921-7119）

※緊急・重症の場合は、迷わず 119 番してください。

害虫・害獣駆除サービスでの
トラブルにご注意！

【相談】

居住するアパートにゴミブリが出た。ネットで調べた駆除業者に依頼を考えているが、500円からできると記載されており、本当にその値段でできるのか不安だ。

【アドバイス】

サイトや広告に表示されていた料金とかけ離れた料金を提示されることがあるため、複数の業者から見積もりを取り、比較・検討したうえで、納得できる条件を提示した業者と契約をするよう助言した。

【ワンポイント講座】

駆除サービスに関するトラブルでは、害虫などが突然現れたことでパニックになり、慌てて駆除を依頼した結果、不本意な契約をしています。まずは落ち着いて対処しましょう。

また、料金は、現場の状況によってさまざまになることが一般的です。必ずしもサイトや広告の表示や事前説明された料金で依頼できるとは限りません。特に3ヶ台の極端に安い料金が表示されている場合、最低料金で依頼できることはまずありませんので、注意しましょう。

めざせ！
かしこい
消費者

【相談窓口】

柳井地区広域
消費生活センター
☎ 0820-22-2125
山口県
消費生活センター
☎ 083-924-0999

消費生活上の不安
や心配を感じたら
消費生活センター
にご相談ください。

しっちょる？ やっちょる？ 健康づくり！

～「ちょび塩」でおいしく運動・活動で元気に！～ No. 136

血圧手帳をご活用ください！

健康増進課 健康づくり班 ☎ 0820-73-5504

健康増進課では、昨年度から、ちょび塩活動に加え、高血圧対策に取り組んでいます。高血圧対策で大事になるのが、住民の皆さん一人一人の血圧管理です。

このコーナーでも、心臓病や脳卒中などの大きな病気を予防するために、家庭血圧を測定し、生活習慣の改善と服薬で、血圧を適正にコントロールすることの大切さをお伝えしているところです。

家庭血圧は測定するだけでなく、健康アプリや血圧手帳に記録することに大きな意味があります。血圧は、心身の状態や環境等の影響を受けやすく、常に変動しています。そのため、血圧が高くても低くてもありのままの数値を記録していくことが大切です。日々の記録から、血圧の変化に気づいたり、降圧薬を飲んでい

現在、各総合支所・出張所、日良居庁舎の窓口で、血圧手帳を配布しています。ご自身の血圧管理に、ぜひ血圧手帳をご活用ください。



各総合支所・出張所、日良居庁舎の窓口に設置している「血圧手帳」

健康のために気を付けていることはありますか？

元気ですか？

こちらは 保健師です

地域包括支援センター

保健師 松本可奈子

☎ 0820 (73) 5506

暑い季節になりましたが、皆さんいかがお過ごしでしょうか。

年齢を重ねると、身体の水分量が少なくなり、喉が渴いたと感じる前に脱水になっていることもあります。こまめに水分を摂り、冷房を上手に活用して暑い夏を元気に乗り切りましょう。

さて、皆さんは普段ご自身の身体の状態をどのように把握していますか。

皆さんが将来したい暮らしを続けていくために一番大切なことは、自分自身の身体が健康でいることです。身体は、痛みや不快感が出る前に、すでに異変が起きていることが多く、それは血液検査などで身体の中の状態を調べてみないと分かりません。特に、高血圧や糖尿病など生活習慣病と呼ばれる病気は、自覚症状がないうちに血管を傷付け、脳血管疾患や認知症など、大きな病気を引き起こすことがあります。

また、これらの生活習慣病がある人は認知症になりやすい[※]とも言われており、認知症予防のためにも生活習慣

慣病の予防や改善は重要です。

身体の状態を把握するために最も簡単な方法は、健康診査（以後「健診」）を受けることです。健康保険が実施している健診は、とてもお得な金額で受診ができます。しかし、町の健診受診率は低く、特に後期高齢者医療健診の受診率（令和3年度）は県内で最下位でした。すでに医療機関で治療中の人もいらつしやるため、全員が受けなければいけないものではありませんが、これまで健診を受けたことがない人や普段医療機関を受診する機会のない人はこの機会に受けてみましょう。

町で要介護（要支援）認定を受けている人のうち、最も多い疾患は「筋骨格の疾患」です。後期高齢者医療健診では、要介護状態を予防するための「フレイルチェック」も含まれていますので、活用していただき、健康長寿を目指しましょう。

※典拠…健康・医療戦略推進本部「わが国における高齢者認知症の実態と対策」

周防大島町が運営する住民参加型のローカルテレビ。毎週火曜に番組の更新を行い、6時～24時まで繰り返し放送！放送した番組のDVDは図書館で貸し出しを行っています。一部の番組はYouTubeで視聴もできます。

周防大島チャンネルはケーブルテレビアイ・キャンに加入することでご覧になれます。ケーブルテレビ新規加入促進補助金も適用されます。詳しくはアイ・キャン（☎0120-189234、携帯電話の方は☎0827-22-5678）にお問い合わせください。

7月23日～29日



ちよび塩 Cooking 2024 夏

～ちよびつとの塩分でおいしく食べて元気に！～

「ちよびつとの塩分でおいしく食べて元気に！」をテーマにちよび塩料理を紹介。今回は、夏バテ予防に効果がある「たんぱく質」や「ビタミンB1」を含む豚肉や、夏野菜を使った料理です。短時間でさっと作りますよ～。



島景色

～周防大島の風景を巡る～第38回「出井」

周防大島の何気ない日常を巡る番組。今回は出井地区を巡ります。出井は、菅原道真公が立ち寄った時にこの地の水を飲み、『良い水が出る場所』と歌に詠まれたといわれています。

7月30日～8月5日



戦争体験

～いま子どもたちに伝えたいこと～ 第一部／第二部（再）

日中戦争とその後のシベリア抑留を生き抜いた周防大島町外入の岡本次郎さん。岡本さんと親しい木村庄吉さんも加わり、後世に伝え残したい貴重な体験を伺います。《この番組は2021年3月～4月に放送しました》

8月6日～12日



テレビで！宮本常一チャンネル

【沖家室島 泊清寺を訪問 VOL.3】

宮本常一記念館がYouTube配信した動画を再編集。沖家室島の泊清寺よりお届けする第3弾！！今回は、お寺の歴史を伺いました。

アイ・キャン

ニュースダイジェスト
～2024年7月放送分～

7月に放送した周防大島町のニュースを一挙放送。

8月13日～19日



周防大島観光協会番組「シマタビ」第20回

バス旅2《大島駅～沖浦経由～町立橋医院前》

周防大島観光協会がお届けする観光情報番組。今回は、防長バスを利用した「バス旅」の第2弾！大島駅を出発し、沖浦を経由して終点の町立橋医院前まで、観光協会スタッフの地元トークで観光案内をしていきます。

放送内容については予告なく変更することがあります／詳しくはケーブルテレビの電子番組表をご確認ください

このコーナーはPDF版では掲載しておりません。

今月の納期

【第2期分】 固定資産税

【第1期分】

国民健康保険税（普通徴収）

介護保険料（普通徴収）

後期高齢者医療保険料（普通徴収）

納期限 7月31日(水)

休日在宅当番医 9:00～17:00

日にち	医療機関	連絡先
7月21日(日)	おげんきクリニック	☎ 74-2490
7月28日(日)	正木内科医院	☎ 77-0021
8月4日(日)	川口医院	☎ 78-0306
8月11日(日)	野村医院	☎ 76-0017
8月12日(月)(祝)	安本医院	☎ 73-0822
8月18日(日)	しまかぜ在宅支援診療所	☎ 78-2533
通年	大島病院	☎ 74-2580
	東和病院	☎ 78-0310

人のうごき（6月1日現在）※増減は前月比

人口	13,741人（-33）	増：出生 3人
男	6,402人（-17）	転入 31人
女	7,339人（-16）	減：死亡 35人
世帯	8,110戸（-9）	転出 32人

バスの車内事故防止についてのお願い

ただいま、バス車内での事故を防止するため、「車内事故防止キャンペーン」を実施しています。

走行中に席を離れると、転倒など思わぬけがをすることがあります。また、お降りの際は、バスが停留所に着いて扉が開いてから、席をお立ち願います。

走行中やむを得ず急ブレーキを掛ける場合があります。お立ちになってご利用いただく場合には、つり革や握り棒にしっかりおつかまりください。

バスの車内事故防止に皆さまのご理解とご協力をお願いします。



バスが停まってからお立ちください！

問い合わせ 山口県バス協会 ☎ 083-922-5031

このコーナーはPDF版では掲載しておりません。

未来につなぐSDGs講座

親子で学ぶニホンアワサンゴの保護と環境

ニホンアワサンゴの様子を知ったり、環境保全につながる炭づくりなどを行ったりして、親子で自然の大切さについて学びましょう。(参加無料、昼食は各自持参)

日時 8月25日(日) 10:30～15:00

会場 周防大島町地家室園地

講師 藤本 正明氏
(環境省委嘱 自然公園指導員)

講座内容

午前：アワサンゴや自然環境についてのお話
午後：屋外で炭づくり体験と森の観察

対象者

県内在住の小学4～6年生とその保護者
(30人程度)

応募方法

山口県ひとづくり財団ホームページの「県民向け事業」から当講座名を選択し、申込フォームからお申し込みください。

URL <https://hito21.jp/kenmin/>

応募締切 8月7日(水)
(応募者多数の場合抽選)

※天候等により内容を変更または中止する場合があります。詳しくは、応募ページをご確認ください。



問い合わせ 公益財団法人山口県ひとづくり財団 県民学習部 ☎083-987-1730